

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで  
② 昭和47年7月から同年9月まで  
③ 昭和54年10月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②については、長男が生まれた昭和52年\*月頃に妻の国民年金の加入手続を区出張所で行い、後日、当該未納期間の国民年金保険料を妻の20歳からの未納期間の保険料と合わせて約34万円を区出張所で納付した。

また、申立期間③については、私が納付書により3か月ごとに夫婦二人分の保険料を区出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から昭和55年6月頃に払い出されたと推認でき、同時点で過年度納付が可能な53年7月から55年3月までの期間の妻の国民年金保険料は過年度納付されたと推認できるところ、妻の保険料を納付していたとする申立人が申立期間③の保険料についても併せて過年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間③の前後の保険料は長期間にわたり納付済みで、申立期間③は3か月と短期間であり、申立人が保険料を現年度納付していたと考えても不自然さは無い。

2 申立期間①及び②については、申立人は「長男が生まれた昭和52年\*月頃に妻の国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間①及び②の保険料を妻の20歳からの未納期間の保険料と合わせて、約34万円を区出張所で納付した。」と説

明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に妻に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同時点では、特例納付は実施されておらず、納付時点から2年を超える期間の保険料を遡って納付することは制度的にできないこと、及び区出張所では現年度保険料以外の国民年金保険料の収納業務は行っていないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、前述したとおり、昭和55年6月に払い出されたと推認でき、同時点は第3回特例納付の実施最終月であり、当該期間の保険料を遡って特例納付することは可能ではあるものの、申立人が納付したとする約34万円は、当該期間の保険料を妻の20歳からの未納期間と合わせて第3回特例納付した場合の保険料合計額と大きく異なる。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無かった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から58年6月まで  
私の妻は、結婚後の私の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和40年7月頃に払い出されたと推認でき、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、昭和41年4月以降、申立期間を除き、厚生年金保険に加入する前月の平成9年7月までの国民年金加入期間の保険料を納付している上、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、結婚後の夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと説明しているところ、オンライン記録により納付記録が確認できる平成7年4月から9年7月までの期間の納付年月は同一である。

さらに、申立期間の前後を通じて住所及び申立人の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、妻は、申立期間と同一の期間について、平成22年6月15日付けの総務大臣によるあっせんに基づき、年金記録の訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社のC営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の業務を引き継ぐE社から提出のあった申立人に係る人事記録並びにA社及びD社における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、D社の元従業員の供述及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から判断して、昭和40年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に、申立人と同様の被保険者期間の空白が見られることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和40年9月1日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社のC営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及びD社における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、D社の元従業員の供述及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から判断して、昭和40年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に、申立人と同様の被保険者期間の空白が見られることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和40年9月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保

險事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社のC営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及びD社における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、D社の元従業員の供述及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から判断して、昭和40年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に、申立人と同様の被保険者期間の空白が見られることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和40年9月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保

險事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社のC営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及びD社における複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、D社の元従業員の供述及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から判断して、昭和40年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に、申立人と同様の被保険者期間の空白が見られることから、事

業主は申立人に係る資格喪失日を昭和 40 年 9 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年5月から同年9月までを62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和40年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成13年4月27日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額と実際に給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額が異なっている。給与明細書（平成13年4月分を除く。）を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年5月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 4 月について、申立人は、「同年 4 月分の給与は日割りで計算して支払われたと記憶しているが、手元にその記録が無い。」と供述していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人から提出された平成 13 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額は、前職分の給与総額と同年 5 月分から同年 12 月分までの上記給与明細書における給与支給額を合計した額と一致しており、申立人の同年 4 月における報酬月額を確認することができない。

さらに、A社の事業主は、「自分は名前だけの代表取締役で給与支払やその他の具体的業務を行っていなかったし、会計書類等の保管もしていないので、申立人の勤務実態や保険料控除については分からない。」と回答していることから、申立人の平成 13 年 4 月における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月11日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった同社が作成した名簿台帳から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和40年3月1日に同社Cから同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格取得日に係る記録を昭和50年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社の関連会社であるB社に出向していたが、A社には申立期間も含めて継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の承継法人であるC社が保有しているA社における申立人に係る従業員名簿及びD厚生年金基金の記録等から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和50年3月21日に同社E事務所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格取得に係る届出を行ったとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給され、保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人について、A社において、平成 14 年 10 月 1 日から 19 年 6 月 25 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、17 年 12 月における標準賞与額に係る記録は確認できない。

しかしながら、A社が保有する支給控除項目一覧表によると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年5月から同年9月までは26万円、同年10月から4年5月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年6月6日まで  
A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与より低いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、当初、平成3年5月から同年9月までは26万円、同年10月から4年5月までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日より後の5年5月21日付けで、3年10月の定時決定の記録が取り消された上で、同年5月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、上記減額訂正処理が行われた平成5年5月21日において、既にA社を退職し、別の事業所で勤務していたことが確認できる。

さらに、A社の複数の従業員は、「申立人は派遣社員であり、社会保険の手続に関与していなかった。」旨回答しており、申立人は、上記減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年5月から同年9月までは26万円、同年10月から4年5月までは28万円に訂正することが必要である。

## 東京国民年金 事案 13551 (事案 4441 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年7月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料は、父が、まとめて納付してくれたと思うし、特例で納付してくれた可能性もある。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が明確ではないこと、ii) 申立人が所持する国民年金手帳、申立人の納付状況リスト及びオンライン記録によると、申立人は、昭和50年8月に任意加入したと記録されており、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料を遡って納付することはできないこと、iii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、遡って保険料を納付することが特例でできたこと聞いたので、あらゆる可能性でもう一度調査してほしいとして再申立てを行っているが、申立期間は、平成3年2月12日に未加入期間から強制加入被保険者期間に記録訂正されていることがオンライン記録で確認できることから、当該記録訂正が行われるまで申立期間は未加入期間であったため、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない上、当該記録訂正時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、  
申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、平成 7 年 1 月に退職してすぐに当時居住していた市の区役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に毎月きちんと国民年金保険料を納付してきたのに、3 か月だけ未納期間があるのは不自然である。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を集金人に毎月きちんと納付していた。申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と説明しているが、申立人が当時居住していた市は徴収員による国民年金保険料の集金が行われていたのは平成 9 年 12 月までだと思われると回答していること、及びオンライン記録により申立期間前後の期間の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録により、申立期間直後の平成 11 年 7 月から 12 年 1 月までの保険料は 13 年 8 月 28 日に過年度納付されていることが確認でき、同時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年4月まで

私は、会社を退職した平成5年1月頃に、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、同年夏頃に市役所で申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成5年1月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、オンラインシステムによる調査の結果、同時期に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、平成5年夏頃に、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと説明しているが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料は納付することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年1月までの期間、47年2月から48年8月までの期間及び51年3月から56年3月までの期間のうち28か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年1月までの期間、47年2月から48年8月までの期間及び51年3月から56年3月までの期間のうち28か月

私は、保管していた2年4か月分の国民年金保険料の領収証書を60歳以降に廃棄した記憶があるので、申立期間のうち2年4か月分の保険料を納付したはずである。申立期間のうち2年4か月分の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和58年6月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に対して申立期間中に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、上記手帳以外に国民年金手帳記号番号が記載された手帳を受領した記憶は無いと説明している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年5月までの期間及び8年4月から13年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年5月まで  
② 平成8年4月から13年2月まで

私は、申立期間①及び②について、会社退職後に、国民年金保険料の納付書が届いたため、区役所に相談に行き、国民年金への加入及び免除申請の手続を行った。60歳になるまで免除申請をしていたので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除となっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「会社を退職した都度、国民年金保険料の納付書が届いたことから、毎回区役所で国民年金への加入及び免除申請の手続を行った。」「毎回年金手帳を持参したと思う。」と説明しているが、申立人が申立期間当時から現在も居住している区では、国民年金の加入手続を行った後でなければ保険料の納付書は送付しないと回答していること、及び申立人から提出された国民年金手帳記号番号の記載がある年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間①に係る被保険者資格の得喪記録、申立期間②に係る被保険者資格の取得の記載は無いことから、申立人の主張には不自然さが認められる。

また、申立人は、免除申請手続について、翌年度以降は、区から送付されてきた免除申請書に必要事項を記載して、郵送により申請をしていたと説明しているが、区は、前年度に免除承認された者に対して現年度分の免除勧奨は行っているものの、免除申請書は送付しないと回答している。

2 申立期間①については、国民年金の未加入期間であり、制度的に免除申請を行うことができない。

なお、申立期間①直前の平成4年5月から5年7月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき24年10月10日付けで厚生年金保険被保険者期間として年金記録の訂正が必要である旨のあっせんが総務大臣から厚生労働大臣へ行



われており、それまでは申立期間①を含めて、国民年金の未加入期間として取り扱われていた。

3 申立期間②については、平成9年1月から基礎年金番号制度が導入されるに当たり、区の広報誌（平成8年12月1日付け）において、『現在公的年金制度加入中の人には、12月中に社会保険業務センターから「基礎年金番号通知書」が送られます。』と記載されているが、オンライン記録によると、申立人に基礎年金番号が付番されたのは、17年6月1日であることが確認でき、申立人は、申立期間②当時において国民年金その他の公的年金制度に加入していなかったと認められ、制度的に免除申請を行うことはできない。

4 このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から53年6月まで

私の夫は、長男が生まれた昭和52年\*月頃に私の国民年金の加入手続を区出張所で行った。後日、夫は私の20歳(41年\*月)からの未納期間の国民年金保険料を夫の未納期間と合わせて、約34万円を区出張所で納付した。以後は、夫が納付書により3か月ごとに夫婦二人分の保険料を区出張所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和52年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする夫は、加入後に申立人の20歳からの未納期間の保険料と自分の過去の未納期間(9か月分)の保険料を合わせた金額は約34万円であることを区職員に教えてもらい、区出張所で現金で一括納付し、その際、職員が3人掛かりで金額を確認したことを強く記憶していると主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期は、特例納付の実施期間ではなく、納付時点から2年を超える期間の保険料を遡って納付することは制度的にできないこと、及び区出張所では現年度保険料以外の国民年金保険料の収納業務は行っていないことから、夫の主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、第3回特例納付の実施最終月である昭和55年6月に払い出されたと推認でき、同時点で特例納付することは可能であるものの、夫が納付したとする約34万円は申立期間の保険料及び夫の未納期間の保険料を特例納付した場合の保険料合計

額と大きく異なる上、夫が52年\*月に申立人の国民年金の加入手続後に、夫婦二人分の保険料を納付してきたとする主張は不自然と言わざるを得ない。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から60年2月まで

私は、昭和58年12月に会社を退職してから60年3月に就職するまでの期間は、アルバイトをしており収入が少なく、国民年金保険料を納付することが困難であったため、時期は不明だが区役所又は区出張所に行き、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったと思う。申立期間の保険料が免除となっていないのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成5年4月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、申立人は、昭和58年12月に会社を退職してから60年3月に就職するまでの期間に免除申請手続を行ったと思うと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、免除申請手続が行われ、免除が承認された場合には、免除承認通知書が送付されることとなるが、申立人は、同通知書を受け取った記憶は無いと説明している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から63年9月まで

私の母は、私が大学卒業後の昭和50年4月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、母が他界する61年\*月まで国民年金保険料を納付してくれていた。また、同年\*月から63年9月までの保険料は送付されてきた納付書で元妻が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和50年4月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、61年\*月まで国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成2年11月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和50年4月頃に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和61年\*月以降は元妻が送付されてきた納付書で保険料を納付してくれていたと思うと説明しているが、元妻は、送付されてきた請求書の中に国民年金保険料の納付書があったかどうかは覚えていないと説明している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年12月まで

私は、平成8年に会社を退職し、次の会社に再就職するまでの間に区役所で国民年金の加入手続を行い、自分又は母のどちらかが国民年金保険料を納付していた。親は厳しい人で、保険料を納付したかどうかを確認していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年に会社を退職し、次の会社に再就職するまでの間に区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンラインシステムによる調査の結果、申立人に対して、同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、i) 申立人の基礎年金番号は、平成9年1月10日に厚生年金保険の記号番号を基に付番されていること、ii) 申立期間の国民年金被保険者資格喪失日(9年1月1日)及び申立期間後の国民年金被保険者資格取得日(10年8月22日)は、11年1月14日に記録追加されていることが確認できることから、申立期間の被保険者資格取得処理も同年1月14日に行われたものと考えられるところ、同時点で申立期間の国民年金保険料の大部分は時効により納付することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から10年7月までの期間及び同年9月から11年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から10年7月まで  
② 平成10年9月から11年9月まで

私の母は、私が会社を退職した平成8年10月頃に国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、母が私の口座からの振替手続きを行い、納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は母親が平成8年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンラインシステムによる調査の結果、同時期に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間①直後の平成10年8月の国民年金保険料は12年9月に納付されていることが確認でき、同時点で、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は母親が申立人の口座から保険料を振替で納付してくれていたと思うと説明しているが、オンライン記録において、申立人の口座振替手続きは平成14年6月からとなっている。

加えて、申立期間①はオンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月から基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①において記載漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

2 申立期間②については、上記のとおり、同期間直前の平成10年8月の保険料が過年度納付された12年9月時点で、保険料を過年度納付することは可能であ

るものの、オンライン記録により、申立期間②直後の11年10月から12年3月までの保険料は13年11月30日に納付されていることが確認でき、同時点で、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、平成12年8月\*日に婚姻しているが、申立人の妻は、13年10月以降は、夫の保険料の納付に関与していたが、それ以前は義母が保険料の納付を行っていたと思うと説明しているところ、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に9年1月1日に付番されていること、並びに申立期間②前後の期間の保険料が12年9月及び13年11月にそれぞれ過年度納付されていることを踏まえると、申立人が国民年金の第1号被保険者として取り扱われるようになったのは、9年1月から12年9月までの間と推認できるが、申立期間②の保険料を納付したと考えられる母親及び妻は申立期間②の保険料の納付に関する記憶が明確でない。

さらに、申立期間②については、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、自分が現在、口座を開設している金融機関の口座振替状況を調査してもらえば、納付していることが分かると思うと主張しているが、金融機関における口座開設日は平成13年3月26日であり、別の金融機関は「普通預金元帳は10年保存であり、申立期間のものは保存していない。」と回答していることから、申立期間の口座振替の状況は不明である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 60 年 10 月 5 日まで勤務したが、申立期間当時、経理部長から事務手続上の退職日は同年 9 月 30 日付けとするとの説明を受けていたので、給与から同年 9 月の厚生年金保険料は控除されていたはずであると主張している。

しかしながら、A社は、保管している従業員名簿一覧によると、申立人の退職日が昭和 60 年 9 月 29 日と記載されていることから、申立期間における申立人の在籍は確認できないと回答している上、上記経理部長は、申立人に退職日について説明したが、申立人の退職日は上記名簿一覧のとおり、同年 9 月 29 日であったと回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 60 年 9 月 29 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と符合していることが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者は複数名いたが、申立人の退職時期について記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格喪失日が月末日になっている者が複数名確認できるところ、上記経理部長は、申立期間当時、退職月の厚生年金保険料を控除しないようにするため、従業員と話し合いの上で退職日を月末日の前日にするという取扱いをしていたと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務した期間のうち、平成 15 年 4 月における厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。継続勤務期間中につき賞与の支払はあったと思うので、調査の上、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が勤務していた同社グループ内のB社について、「12 月決算のため、決算賞与の支給があるとすれば3月となり、4月の賞与支給はありません。」と回答しているほか、同社からの給与等の振込金額が確認できるとして申立人から提出された預金通帳において、平成 15 年 4 月中に賞与とみられる額の入金は確認できない。

また、A社が加入しているC健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成 15 年 4 月における標準賞与額の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から27年7月10日まで  
② 昭和33年11月26日から36年3月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB事業所に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの申立期間についても被保険者資格を取得していることを母が事業所に確認し知らされていた。また、申立期間②については、事業主の妻で経理担当であった人から、被保険者資格を取得していることを知らせてもらっていた。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、4人の兄と共にA社に勤務していたとしているが、一人は死亡、二人は所在不明により照会することができず、残る一人は照会したが回答が無いため、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

さらに、所在が判明した4人の従業員に申立人の勤務状況等を照会したものの、いずれも申立人の勤務期間を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のA社における記号番号は昭和27年7月15日に払い出されていることが確認でき、不自然な処理は見当たらない。

申立期間②について、B事業所において勤務していた二人の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が当該期間の一部期間に同事業所において勤務してい

たことはいかがえる。

しかし、B事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年11月1日であり、申立期間②のうち、33年11月26日から35年11月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しており、申立人が同事業所において経理担当であったとする事業主の妻は、「主人も亡くなり、担当した者も死亡したため分かりません。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日から同年 5 月 1 日まで

A社にタクシー乗務員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。提出した登録原簿に記録されているとおり、平成 16 年 4 月 23 日にタクシー運転者証が交付され、同日から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったB法人の登録原簿及びA社の常務取締役の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「タクシー部門をC社として分社した後、平成 22 年 11 月に他社に譲渡したため、関係書類が無く、申立人に係る厚生年金保険の届出、保険料控除及び納付等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社で社会保険業務を担当していた者は、「申立人を覚えているが、申立期間において厚生年金保険の届出、保険料控除及び納付は行っていない。平成 16 年 4 月 23 日入社では4月の乗車日は何日も無く、5月支給の給与から2か月分（4月分及び5月分）の社会保険料を控除すると手取り額が少なくなるので、同年5月1日からの資格取得にすると申立人に話した。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 12 月 20 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の社長は亡くなっており、事務員の氏名も記憶していない上、資料も保存していない。」旨回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の経理・社会保険事務担当者は、「アルバイトもいたので全ての従業員を社会保険に加入させていたわけではなかった。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が自分と同職種（トラック運転手）であったとして名字を挙げた同僚3人の氏名は見当たらないことから、申立期間当時、同社は全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 30 日から同年 4 月 3 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 45 年 4 月に入社し、10 年一区切りということで、退職する月は 55 年 3 月いっぱい決めていたが、決算期で多忙なことから、4 月 3 日まで勤務していた。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から申立期間の終期である 55 年 4 月 3 日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が保有している申立人からの退職願によれば、申立人は、昭和 55 年 3 月 29 日をもって同社を退職する旨願い出ていることが確認でき、また、同日は、雇用保険の記録、同社が保有している申立人に係る従業員名簿及び同社が加入しているB厚生年金基金の申立人に係る異動記録情報照会リストから確認できるそれぞれの退職日と一致しており、これらの記録からも申立期間の勤務を確認することはできない。

そして、A社は、従業員の退職日について、申立期間当時から現在まで、一律に月末にするということはなく、本人の希望に沿った日を退職日とするとしており、しかも、厚生年金保険被保険者資格を月の途中で喪失し、被保険者でなくなった月について、厚生年金保険料を給与から控除する、又は徴収することはなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 26 日から同年 12 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。本来、雇用期間に合わせて厚生年金保険の加入手続を行うのが正しいはずである。申立期間の給与明細書及び派遣労働者雇用契約書（兼勤務通知書）を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあったA社における申立人に係る派遣労働者雇用契約書兼就業条件明示書及び申立人から提出された申立期間の同社における給与明細書等から、申立人が当該期間に同社に勤務し、当該期間に係る給与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、B社が保有しているA社における申立人に係る賃金台帳及び上記給与明細書においては、申立人は、申立期間である平成14年11月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、B社は、派遣労働者の厚生年金保険の加入について、「申立期間当時は、2か月以上の派遣雇用契約が見込める場合は、契約時に厚生年金保険の加入手続を行っていたが、2か月未満の場合、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人については、当初の雇用契約は、平成14年11月26日から同年12月25日までの1か月だけの契約であったため、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、11月分の給与から厚生年金保険料も控除していなかった。そして、12月になって、申立人との雇用契約期間が2か月以上延長されることになったため、同月から厚生年金保険の被保険者となる手続を行った」としている。

なお、B社が保有しているA社における申立人の当初の派遣労働者雇用契約書兼就業条件明示書（派遣・雇用期間：平成14年11月26日～同年12月25日）では、雇用契

約を更新しない旨の記載があることが確認できることから、当初、申立人とA社との雇用契約は1か月であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月1日から19年6月1日まで  
A社(現在は、B社)C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社同工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てしているところ、申立人は、昭和17年12月1日に同社同工場において労働者年金保険の被保険者資格を喪失しているが、資格を喪失した原因について、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に「職員」と記載されている上、19年6月1日に同社同工場において被保険者資格を再取得していることから、継続した勤務はうかがえる。

しかし、労働者年金保険の被保険者資格を喪失した原因について、上記被保険者台帳に「職員」と記載されていることから、申立人は、昭和17年12月1日に労働者年金保険の適用者から外れたため、被保険者資格を喪失したものと認められる。

また、上記被保険者台帳によると、昭和17年9月1日から19年3月1日までの期間にA社C工場において労働者年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同社同工場において被保険者資格を再取得している被保険者54人のうち37人について、申立人と同様に、資格を喪失した原因が「職員」と記載されていることが確認できる。

さらに、B社は、「当時の資料が無いため、申立人の申立期間における在籍及び保険料控除について確認できない。」と回答していること、及び申立期間当時のA社C工場の総務担当も特定できないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び労働者年

金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者 54 人のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したが、申立人の申立期間における勤務状況及び労働者年金保険の取扱いについて具体的な回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 44 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 44 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、44 万円から 47 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (47 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (44 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 53 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、53 万円から 56 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (56 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (53 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、34 万円から 36 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (36 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (34 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、34 万円から 36 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (36 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (34 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 44 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 44 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、44 万円から 47 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (47 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (44 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、38 万円から 41 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (41 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (38 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、36 万円から 38 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (38 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (36 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 47 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、47 万円から 50 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (50 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (47 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、34 万円から 36 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (36 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (34 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、34 万円から 38 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (38 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (34 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、28 万円から 30 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (30 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (28 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで

A社は、平成 21 年から 23 年までの算定基礎届を提出していなかったとして、24 年 8 月に年金事務所に当該届出を行ったが、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 50 万円とされている。当該訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されていたところ、同社は平成 21 年 9 月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出していなかったとして年金事務所に当該届出を行った結果、24 年 8 月 24 日付けで、50 万円から 56 万円に訂正されている。ただし、申立期間の記録訂正に係る保険料は時効により納付できず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (56 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (50 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立期間の「給与支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。